

業務名： R8石川前田第2地区用地測量業務

位置： うるま市石川地内

履行期限： 契約の翌日から令和8年10月30日

業務概要： 別紙

特記仕様書

第1条 (業務の目的)

本業務委託は、農地防災事業(ため池等整備事業)において、土地及び境界等について調査し、資料及び図面を作成する。

第2条 (共通仕様書の適用)

本業務委託の施行に当たっては、沖縄県農林水産部制定の「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第3条 (特記及び追加事項)

「用地調査等共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

項目	項	特記及び追加事項
適用	1	本特記仕様書はR8石川前田第2地区用地測量業務の業務に適用する。(以下「本業務」という。)
	2	本特記仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議の上決定するものとする。
	3	第2条(共通仕様書の適用)における「用地調査等共通仕様書」は沖縄県ホームページより入手すること。
技術者	4	本業務における技術者は、土地家屋調査士法第8条により登録された土地家屋調査士でなければならない。
	5	本業務における技術者は、委託業務の技術に関する一切の事項を処理するものとする。
指示承認	6	承認事項は調査員が承認し、その効力を発するものとする。
	7	測量区間に変更のない場合、潰地筆数に若干の増減があっても原則として請負金額の増減はしない。
作業計画	8	作業方法及びその順序等は予め調査員の承認を受けなければならない。
	9	実施工程表を提出し調査員の承認を受けなければならない。又実施工程表の変更を必要とするときはその都度調査員の承認を受けなければならない。
秘密の保持	10	本業務を実施するうえで知り得た事項、情報等を他に漏洩してはならない。また、本業務より作成した資料等については、これを無断で使用してはならない。

<p>検 査</p>	<p>11 12 13</p>	<p>本業務期間中、受託者は工程の進捗状況により地籍調査測量が終了したら点検を申し出て、調査員の点検を受けなければならない。点検の方法及び時期については調査員が指示する。</p> <p>業務内容に申請手続きがある場合の、地積更正、分筆登記は期限内に登記完了証を市に提出し業務完了とする。</p> <p>点検又は、検査終了後測量成果の誤り又は、提出書類の不備があったときは受注者の負担で訂正又は損害を負担しなければならない。</p>
<p>成果品提出</p>	<p>14</p>	<p>受託者は業務の成果品として次の各号に示す成果品を調査員の指示する様式により、期日までに提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地図等転写図 ② 地図等転写連続図 ③ 土地調査表(土地登記簿より調査) ④ 土地境界立会確認書 ⑤ 基準点・補助基準点測量 成果表、網図、観測手簿、計算簿、精度管理表、点の記 ⑥ 境界測量観測手簿 ⑦ 境界点間測量精度管理表 ⑧ 用地境界杭仮設置(杭設置個所表示図) ⑨ 面積計算書 ⑩ 用地平面図 ⑪ 用地平実測図原図(地積測量図) ⑫ 土地調書(潰地調書) ⑬ その他調査員の指示する成果品 <p>※ デジタルデータで提出できるものは、CDにて提出、また、提出部数形態については調査員の指示するところ。</p>
<p>第4条 (設計協議について)</p> <p>本業務に係わる打ち合わせ等については、業務計画書にその協議内容を明記し、着手前及び中間、最終の3回を基本とする。</p> <p>これ以上に協議が必要な場合は適宜行うものとする。</p>		